

結婚式場の予約のキャンセル

Q. 6月に結婚式を予定しています。

新型コロナウイルス感染症の不安がある中で沢山の人に結婚式や披露宴に来てもらうのは怖いので、予約をキャンセルしようと思います。

キャンセル料をとられないでしょうか。

A.

① 契約や約款を確認しましょう。

事業者との契約については、契約書や約款の内容が重要となります。

まずは、契約書や約款で、消費者からキャンセルする場合の規定がどうなっているかを確認してください。

② 「感染症の蔓延」や「不可抗力」によるキャンセルの規定がある場合

「感染症の蔓延」や「不可抗力」によるキャンセルの場合には、「キャンセル料がかからない。」という規定があり、キャンセル料がかからないこともあります。

現在の新型コロナウイルス感染症の状況では、「感染症の蔓延」に当たると考えられます。

「不可抗力」とは、一般的には、外部から生じた障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものをいいます（広辞苑）。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響が「不可抗力」にあたるかどうかの問題となりますが、例えば、インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域になっているか否か等のその時点での具体的な事情によって異なりますので、早合点せずに、消費生活センターや弁護士等の法律の専門家に相談して下さい。

③ 消費者の都合によるキャンセルの規定

②によってキャンセル料がかからずにキャンセルができればいいのですが、そうでない場合には、消費者の都合によるキャンセルになってしまいます。

その場合、契約書や約款に、「〇か月前まではキャンセル料がかからない。」という趣旨の規定があってキャンセル料がかからなければいいのですが、一般的には、キャンセルの時期に応じて相当額のキャンセル料がかかる規定となっています（例えば、2か月前であれば代金の50%のキャンセル料をとる等）。

④ 消費者契約法による消費者の保護

ただし、③の場合でも、キャンセル料が不当に高額である場合には、消費者契約法第9条第1号（平均的損害を超える部分の条項の無効）により、平均的な損害額を超える部分については無効を主張することができます。例えば、契約ではキャンセル料が50万円となっても、事業者の平均的な損害額が10万円といえる場合には、40万円の部分は無効となり、10万円しか支払わなくてよくなります。



奈良県内では、市町村や奈良県の消費生活センターが消費者契約に関する相談を受け付けているほか、奈良弁護士会では、新型コロナウイルス感染症に関する無料電話法律相談をやっていますので、ホームページをご確認ください。